

主な勤務条件

- 1 勤務場所 柏崎市国保医療課 谷根診療所（火曜日以外は、午前中野田診療所で勤務の予定です）
- 2 職 種 看護師
- 3 任用期間 任用日から当該年度末まで（平成 31 年（2019 年）4 月 1 日～32 年（2020 年）3 月 31 日）
翌年度に引続き任用の必要がある場合は、事前に連絡します。
- 4 勤務時間 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分（勤務 7 時間）
業務の都合により時差出勤を命ずる場合あり。
- 5 休憩時間 正午から午後 1 時
- 6 勤務日数 月曜～金曜（週 5 日間） ※正規職員に準じた勤務日
- 7 休 日 土曜日、日曜日、祝日及び市の休日（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日）
- 8 賃 金 月額払（月額 204,000 円） 賞与：なし
賃金締切日：月末
賃金支給日：翌月 21 日（本人指定口座に振込。同日が休日にあたる時は、その日前において支給日に最も近い休日以外の日）
※ 任用開始月の給料は翌月に支給する。（任用月は支給無し）
※ 賃金の対象期間中に欠勤が生じた場合、規則に従い賃金を減額する。
- 9 通 勤 費 あり（規定により定額を支給）
支給要件：自宅から勤務場所まで 2 km 以上、月に 1 日以上勤務実績
- 10 有給休暇 付与日数：任用期間に応じて 1 日～11 日
取得単位：1 日又は 30 分（最低取得単位 30 分）
- 11 各種保険 社会保険（健康保険及び厚生年金）
労働保険（労災保険^{※1}及び雇用保険）
^{※1} 労災保険は、事業主負担
- 12 任用上の運用
 - (1) 勤務成績等により任用更新する場合があります。
 - (2) 年次有給休暇は、翌年度に繰り越すことができます。ただし、繰り越すことができる日数は前年度付与された日数の残日数です。（任用更新した場合に限る）
- 13 その他
 - ・上記事項は変更される場合があります。その他のことについては、新潟県柏崎市臨時職員等に関する規則(平成 13 年 2 月 13 日規則第 2 号)に定めるところによります。
 - ・地方公務員法の適用を受けます。業務上知り得た情報について、在職中はもちろんのこと、退職後も守秘義務があります。
 - ・被服は私服となります。公務員として華美とならないよう、良識の範囲でお願いします。（白衣の貸与あり）
 - ・月の途中から任用する場合、最初の月は通勤手当が支給されません。